

受命裁判官認印



## 第8回弁論準備手続調書

事件の表示 令和4年(行ウ)第32号  
期日 令和6年7月11日 午前10時30分  
場所等 千葉地方裁判所民事第3部準備手続室  
受命裁判官 藤枝健太  
裁判所書記官 長島弘尚  
出頭した当事者等 原告 [REDACTED]  
原告代理人 及川智志  
被告代理人 宮原清貴  
被告補助参加人ら代理人 高橋一弥  
被告補助参加人ら代理人 古屋正隆

指定期日

当事者の陳述等

原告、被告及び被告補助参加人ら

別紙のとおり訴外で合意が成立し、補助参加人小高 [REDACTED] から白子町に対して、同合意に従った金錢が支払われた。

原告

本件訴えを取り下げる。

被告

訴えの取下げに同意する。

被告補助参加人ら

被告が訴えの取下げに同意することにつき、異議を述べない。

裁判所書記官 長島弘尚



## 合意書

千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

甲 [REDACTED]

千葉県長生郡白子町閑5074番地の2

乙 白子町

代表者 白子町長石井和芳

千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

丙 小高 [REDACTED]

千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

丁 林 [REDACTED]

甲、乙、丙及び丁は、後記する千葉地方裁判所令和4年(行ウ)第32号損害賠償等請求事件(以下、本件という。なお、甲は同事件の原告であり、乙は同事件の被告、丙と丁は同事件の補助参加人である。)について、下記のとおり、訴訟外で合意した。

- 1 丙は、乙に対し、本件の不当利得返還債務として金281万4634円並びにうち金241万5716円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち金39万8918円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払い義務のあることを認め、る。
- 2 丙は、乙に対し、前項の金員を、令和6年7月8日限り、乙が指定した下記貯金口座に振込んで支払う。この振込手数料は、丙の負担とする。  
長生農業協同組合 白子支所 普通貯金  
口座番号 3308384  
口座名義人 白子町会計管理者 三橋久美子(ミツハシクミコ)
- 3 甲、乙及び丙は、乙と丙との間には、本件について、この合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 4 丙は、丙及びその父である小高[REDACTED]が、長年にわたり、使用料等を支払うことなく、白子町の行政財産である白子町役場庁舎等に自動販売機を設置していたこと等について、遺憾の意を表明する。
- 5 丁は、第4項記載の行為に関し、当時の白子町町長として、白子町が丙及び小高[REDACTED]から当該使用料等を徴収しなかつたこと等について、遺憾の意を表明する。
- 6 白子町は、地方公共団体として、法律ないし条例等に従って適切に行政財産の管理及び処分を行い、再発防止に努めることを表明する。
- 7 甲は、丙が、第1項の義務を、第2項の方法で履行した場合には、本件訴えを取り下げ、乙の代表者である石井和芳はこれに同意し、丙及び丁はこれに異議を述べない。
- 8 本件の訴訟費用は、各自の負担とする。

## (事件の表示)

甲が、乙の代表者である白子町長石井和芳に対して、千葉地方裁判所に地方自治法242条の2第1項4号に基づいて訴訟を提起し、同裁判所に、同裁判所令和4年(行ウ)第32号損害賠償等請求事件として係属したが、その事件の内容は、次

のとおりである。なお、丙と丁は、上記訴訟に補助参加をした。

## 1 甲の求めた判決

甲は乙の代表者である白子町長石井和芳に対し、丙及び丁に対し、下記金員を支払うよう請求せよ。

- (1) 丙に対し、4552万9829円並びにうち金2669万1012円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち金296万5668円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金
- (2) 丁に対し、4434万6820円並びにうち金2669万1012円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金及びうち金182万6028円に対する令和4年7月9日から支払済みまで年3%の割合による金員

## 2 その請求の原因

- (1) 丙及びその父である小高郡次は、昭和56年頃から使用料を支払うことなく下記(2)記載の自動販売機を設置し、平成14年4月1日から令和4年3月31日までの間に、上記「1(1)」記載の金員を不当に利得したので、これを乙に返還すべき義務がある。

丁は、上記のことに関し当時の白子町長として在任中、丙及び小高郡次から当該使用料等を徴収せず、平成14年4月1日から令和3年6月18日まで間、上記「1(2)」記載の金員相当の損害を与えたので、不法行為としてこれを乙に賠償すべき義務がある。

### (2) 自動販売機の表示

- ア 白子町役場庁舎内に設置された自動販売機2基  
ただし、千葉県長生郡白子町関5074番地の2所在の建物内の3.6m<sup>2</sup>の建物部分
- イ 白子町青少年センターに設置された自動販売機1基  
ただし、千葉県長生郡白子町関5038番地の1所在の建物内の1.8m<sup>2</sup>の建物部分
- ウ 白子町国民体育館に設置された自動販売機1基  
ただし、千葉県長生郡白子町関92番地所在の土地上の1.8m<sup>2</sup>の土地部分

甲・乙・丙・丁は、本書の成立を証するため、本書を4通作成し、各1通を保管する。

令和6年6月25日

千葉県松戸市本町5-9浅野ビル3階

市民の法律事務所

甲代理人 弁護士 及川智志



千葉県千葉市中央区中央3-15-3朝日プラザマンション4階

双葉法律事務所

乙代理人 弁護士 宮原清貴



千葉県千葉市中央区中央4丁目10番16号CI-22ビル7階

弁護士法人さくら総合法律事務所

丙・丁代理人 弁護士 高橋一弥

